

地方自治体の教育行政改革

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」が今年6月13日に参議院の本会議を通過し国会で成立、2015年4月1日から施行される。教育委員会制度は、1948年に施行となった「旧教育委員会法」に基づき創設された。続いて1956年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の施行によって制度れ、その後も何度か改正を繰り返し今日に至っている。今回の法改正で「地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る」、ことが推進されることとなった。

こうした流れの背景には、1990年代後半以降に本格化した地方分権改革による教育委員会への権限移譲等機能強化が挙げられる。その過程の中で、地方自治体の行政としての一体性や教育問題が輻輳化する中で教育委員会の機能の多様化と改善に対する問題意識が高まったことが指摘できる。

今回の改革では、「教育行政の責任の明確化」のため、教育長と教育委員長を一本化して新たな教育長とし、新たな教育長については首長が議会同意を得て直接任命・罷免することや、新たな教育長の任期を3年とし、首長が任期中に一度は教育長の任命を可能にするなど首長の権限を強化する内容となっている。また、「総合教育会議の設置、大綱の策定」を定め、首長と教育委員とによって構成される総合教育会議を首長が招集するものとし、総合教育会議の協議を踏まえて首長が大綱の策定を行うこととしている。

平成18年に改正された教育基本法では、「教育振興基本計画」について、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされており、それに基づいて、全国の地方自治体において教育振興基本計画ないしは教育プランと呼ばれる、教育に関する基本計画が策定されている。教育振興基本計画の中には、策定からおおむね10か年を計画期間としているものも多く、来年度から各地方自治体で策定され始める上記大綱との関係性が課題となる。

なお、教育振興基本計画を策定するにあたって策定委員会などを組織している地方自治体が多い。それらの委員会要綱を見ると、教育振興基本計画の策定に首長が直接関与しない仕組みとなっている。例えば、川崎市の場合は「第6条 策定委員会は、委員長が招集し会議を主宰する」（かわさき教育プラン策定委員会設置及び運営要綱）となっており、策定委員会には首長は含まれていない。一方、大阪市では、教育行政基本条例と学校活性化条例を制定し、教育行政基本条例においては「第4条 市長は、教育委員会と協議して、教育振興基本計画の案を作成するものとする」としているほか、「2 教育振興基本計画は、市会の議決を経て定めなければならない」としており、実際、以上の手続きを経て平成25年3月に教育振興基本計画が定められている。

大阪市の定めた現行の教育振興基本計画は、教育委員会制度改革で首長が定めるとされている大綱のイメージに近いが、他の地方自治体における現行の教育振興基本計画には首長がほとんど関与していないため、仮に大綱を策定するにあたっては、教育振興基本計画との内容の関連性、教育振興基本計画の改訂等を視野に入れる必要がある。

■ 首長にとっての教育改革

大阪市の教育振興基本計画の策定と、それに先立つ一連の条例制定は、すべて橋下市長の肝いりであろう。川崎市でも昨年10月に市長選が行われ、福田市長が就任したが、彼もまた選挙時の演説などでは教育改革を全面的に訴えていた。加えてこのたびの教育委員会制度改革を受けて、他の自治体の首長も自らの思いを込めた教育改革を模索し始める可能性は大いにある。その際、すでにある教育振興基本計画との整合性が改革の足かせとならないようにしなければならない。